

平成30年8月から 70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

埼玉県建設国民健康保険組合

高額療養費制度って？

ひと月に支払った医療費が高額となり決められた上限額を超えた場合に、超えた分を建設国保が支給する制度です。

変更のポイント

現役並み所得区分の方	現役並み所得者の区分が1区分→3区分に細分化され、限度額が引き上げられます。
一般区分の方	一般区分の外来自己負担限度額がひと月18,000円に引き上げられます。

どう変わるの？

平成30年7月まで

区 分	限度額	
	外来	外来+入院
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)		
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)		
一 般 (課税所得145万円未満※1)	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ		15,000円

平成30年8月から

区 分	限度額	
	外来	外来+入院
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回該当 140,100円〉	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回該当 93,000円〉	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当 44,400円〉	
一 般 (課税所得145万円未満※1)	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ		15,000円

※1世帯収入の合計などにより現役並み所得でもこちらに該当する場合があります。

多数回該当：過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は4回目から上限額が下がります。

現役並み所得Ⅰ・Ⅱ 住民税非課税Ⅰ・Ⅱ

の方は高齢受給者証の他に限度額適用認定証等が必要となる場合があります。
交付申請はご所属の建設埼玉地区本部事務所にて行ってください。